

# 山川中学校の生活

2026



吉野川市立山川中学校

# 山川中学校の生活

校 訓

創 親 自  
造 和 律

吉野川市立山川中学校

# 目 次

- ◇ はじめに ..... 2
  
- ◇ 校 歌 ..... 5
  
- ◇ 山川中学校の生活について ..... 7  
（生活のきまり、服装等の規定）
  
- ◇ 山川中学校生徒会会則 ..... 13

## はじめに

- 山川中学校は、昭和 41 年に川田、山瀬両中学校が統合し創立されました。それからすでに、50 年以上がたち多くの卒業生を送り出し、数々の栄光と伝統に輝く学校です。

山川中学校は山川町における唯一の中学校として、山川町の顔であり、シンボルでもあります。山川中学校に学ぶ生徒は、その誇りと共に責任を自覚し、山川中学校の新しい伝統を創造するよう、みんなで協力し努力していきましょう。

- 学校は集団生活の場です。お互いにルールを守り、マナーを心得てこそ集団生活が成り立っていくものです。

本書は山川中学校に学ぶ生徒の基本的生活のルールや学習のしかたをしめしたものです。

ルールは、ときには厳しく感じられることもありますが、それを守ってこそ集団生活は向上します。

お互いを励まし合い、支え合い、助け合いながら、よりよい集団の中で自己の確立をめざしていきましょう。

- 山川中学校に学ぶすべての生徒が、常に新しい校風を創造しつつ自ら伸びる生徒であるように祈りながら、本書を作成しました。

## めざす生徒像

### 【自律】

- 規律ある生活を送り、自分の言動に責任をもち、主体的に学ぶ生徒

### 【親和】

- 「一日一善」の心で他者を尊重し、仲間と共に高め合える生徒

### 【創造】

- 失敗を恐れずに挑戦し、実践と改善を繰り返して新しい価値を創り出す生徒

## 山川中学校の生活

# 山川中学生として、自信と誇りをもとう！

### 1. 校内生活

- (1) 学校生活はノーチャイムなので、時計を見て行動しよう。
- (2) 登下校は、原則、制服とする。
- (3) 欠席の場合は必ず電話かマチコミのお休み連絡により、中学校に連絡をする  
(山川中学校 0883-42-3137)。遅刻、早退の場合も必ず担任に伝える。
- (4) 登校後は許可なしに校外に出ない。
- (5) 不必要な金銭や遊具、雑誌類は学校に持ってこない。
- (6) 携帯電話、スマートフォンの持ち込みについては、原則として禁止する。
- (7) 校内(登下校時を含む)での飲食は禁止する。(学校が許可した以外)
- (8) 保健室で休む時は、1時間を限度とし、その後は適宜帰宅する。

### 2. 校外生活

- (1) 交通ルールを守り、正しい行動をする。
- (2) すすんで家の手伝いをする。
- (3) 映画館やゲームセンター、カラオケボックス等は、原則として保護者同伴とする。
- (4) 無断外泊は禁止とする。

### 3. 部活動

部活動は、集団活動を通して規律を学び、心身を鍛え、対外試合等で練習の成果を試しながら、仲間との交流を深めるものです。

- (1) 部活動の加入は自由参加としている。自分の能力や希望に応じて適した部を選び、入部の手続きをとること。
- (2) 入部、退部については顧問の承認を必要とする。
- (3) 中間テスト3日前、期末テスト5日前から部活動は中止し、計画的に家庭学習に取り組もう。(ただし、公式試合や大会が控えている部については、その都度対応する。)
- (4) 部活動の時間は、平日2時間程度、休日・祝祭日は3時間程度とする。
- (5) 部室の使用については規定を守る。

### 4. 図書の利用

- (1) 貸出は、平日の昼休み 13:00～13:15。期間は7日以内。原則として1人1冊。
- (2) 運営はすべて図書委員により運営されるので、図書委員の指示に従うこと。
- (3) 長期休業の場合は、特別貸出をする。

### 5. 体育館・武道館の使用について

- (1) 使用した用具の後片づけ・清掃を完全にすること。
- (2) 最後に使用した者は、消灯、戸締まりの確認をし、担当教員に連絡すること。
- (3) 体育館・武道館の使用は、担当教員のいるときに限る。

## 6. 服装について

移行期間は設けていないため、体調や気温に応じて夏・冬用を着用する。

| 男 子   | 女 子   |
|---|---|
| <p>【夏期上衣】</p> <p>白色カッターシャツ(長袖も可)</p> <p>夏服の裾はズボンの中に入れる。</p>                         | <p>【夏期上衣】</p> <p>白色丸襟ブラウス(長袖も可)</p> <p>棒ネクタイ</p>  |
| <p>【冬期上衣】</p> <p>黒色標準学生服(特に裾の長いものや短い服等は禁止)</p> <p>襟には白カラーをつける(白ライン可)</p>            | <p>【冬期上衣】</p> <p>紺色標準セーラー服</p> <p>三角きんネクタイ</p> <p>(スラックスの場合、ネクタイは不要)</p>                    |
| <p>【ズボン】</p> <p>黒色標準学生ズボン(特に幅の広いものや狭いズボンは禁止)</p> <p>ベルトについては、黒や茶色の華美でないものを着用する。</p> | <p>【スカート】</p> <p>紺色標準スカート(特に裾の長いスカート、短いスカートは禁止)</p> <hr/> <p>【スラックス】</p> <p>女子スラックス(指定)</p> |

|   |
|---|
| <p>【制服の下着】</p> <p>〔冬服〕</p> <p>Tシャツ、トレーナー、カッターシャツなどの華美でないものがのぞましい。制服の下から服を出さないように着用する。</p> <p>〔夏服〕</p> <p>白色で無地またはワンポイントのものとする。</p> <p>(※学校指定の体操服も可)</p> |
|---|

【靴下】

白色・黒色・濃紺色を基調としたもの。(ワンポイントまでのマーク)  
女子のストッキングは黒色、ベージュとする。

【靴】

運動靴。

体育の授業や部活動を意識した靴選びをすること。

ハイカット・ミドルカット・デッキシューズは禁止。

体育館シューズは学校指定のもの。

【上履き】

学校指定のもの。学年ごとに色が違う。(赤・緑・黄)

【防寒着】

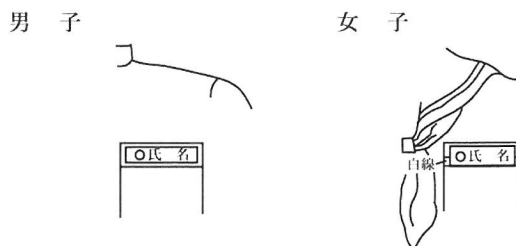
- ・中学生らしく登下校にふさわしいものとする。色・形は特に規定していないが、華美でないものとする。(部活動等でそろえているものは可)
  - ・手袋は指が分かれているもの、マフラーは短いものを着用する。ネックウォーマーも着用してよい。(華美でないものとする。)
  - ・座布団や膝掛けは教室内のみで使用する。移動教室などで持ち運ぶ際は、折りたたんで持って行き、腰に巻くのは禁止とする。
- ※防寒着は通学時に着用するものであって、教室内での着用は原則として禁止。

## 7. 髪型について

清潔で中学生らしい自然な髪型を基本とする。毛染め・脱色・スプレーやワックスでの整髪・パーマ等は禁止。長髪の場合は、華美でないゴムやピンでまとめる。その他、飾ることを目的としたヘアピン等は禁止とする。

## 8. 名札について(下図参照)

学校指定のプラスチック製の名札。登校時に校内で着用し、下校時に外して学校に置いて帰る。



## 9. 通学用カバン

特に指定はなし。ただし、教科書等を持ち運びするのに適したもの。

## 10. 自転車通学について

自転車通学を希望する生徒については、自転車通学許可願を届け出た者について許可する。ただし、学校で定めた規定を守ること。

- ・必ずヘルメット(原則として学校指定のもの)を着用する。
- ・普通自転車か変速機付き自転車(内装タイプのみ)とする。
- ・規定のハンドル・荷台(両立)・ステッカー(通学許可証)をつける。防犯登録をし、整備された安全な自転車に乗る。
- ・自転車置き場の指定された場所に整理して駐輪する。その際、鍵をかけ、鍵は各自で管理する。
- ・登下校は、学校に届け出た通学路を通る。国道および県道3号線の横断は、信号機かアンダーパスを必ず通る。
- ・山川駅構内の踏切は、横断を禁止する。

## 11. その他

- (1) ガラスや学校の備品を破損した場合は、全額弁償とする。
- (2) 早退したときは、「無事帰宅した」ことを学校(0883-42-3137)へ電話で報告する。
- (3) 登下校時には、心のこもったあいさつをする。
- (4) 正しく丁寧な言葉遣いをする。

## 山川中学校生徒会会則

わたくしたちは知識をみがき情操を豊かにし、体を鍛え山川中学校をかぎりなく愛します。

わたくしたちは理想を求めます。わたくしたちはすばらしい学園を夢見ます。わたくしたちは、自らの手で自律・親和・創造を基調として学校生活を明るく楽しく快適なものにするために相談します。そして、そのとりきめに従って行動します。そのために、生徒全員で生徒会をつくろうと会則を決めました。

(名 称)

第1条 この会の名前を山川中学校生徒会といいます。

(組 織)

第2条 この会は山川中学校の生徒全員で組織されます。

(総 会)

第3条 生徒会の最高の議決機関は総会です。ただし、中央委員をもって総会を代行することができます。

第4条 定例総会は7月に開きます。

第5条 総会の議長・副議長・書記は中央委員会の会長・副会長・書記があたります。

(中央委員会)

第6条 生徒会全体に関係ある方針および事業の決定・決議は中央委員会にかけなければなりません。

第7条 中央委員会は生徒会役員によって構成されます。

第8条 中央委員会は必要に応じて開きます。その招集は生徒会長が定めます。なお、必要に応じて会長が臨時の中央委員会を招集することができます。

第9条 中央委員会は中央委員の3分の2の出席がなければ会議を開くことができません。事情があって欠席するときは代行者をたてる。

第10条 中央委員会に次の役員をおきます。

議 長 …(1名)議長が主となってつかさどり中央委員会を代行します。

副 議 長 …(2名)議長が不在のときは代行します。

書 記 …(1名)主として会議の記録と会の事務処理にあたります。

(専門委員会)

第11条 生徒会の事業は総会及び中央委員会で決定した方針に従い主として次の専門委員会および特別委員会によってすすめられ次のような仕事をうけます。

生活・安全委員会 … 校内風紀の維持及び校内や通学路の安全、自転車通学の管理に関すること

保健・体育委員会 … 健康全般及び保健に関すること  
体育用具の管理、体育的行事等の運営に関すること

図書委員会 … 図書の貸し出し、学級文庫に関すること

環境・美化委員会 … 花壇の管理及び資源ゴミの回収に関すること  
清掃用具の点検、清掃活動に関すること

給食委員会 … 学校給食に関すること

人権・広報委員会 … 学校生活の中で人権を守るための取組に関すること  
校内掲示、学校行事の放送活動に関すること

(役員)

第12条 生徒会に次の役員をおきます。

会長(1)・副会長(2)・書記(2)・会計(2)

第13条 会長および副会長は選挙規定により生徒会役員の中から生徒会役員の無記名投票により選出します。他の役員は会長が委嘱します。  
選挙規定は別に定めます。

第14条 会長は生徒会を代表します。副会長その他の役員は会長を助け、仕事を分担します。

第15条 役員の任期は約1年とし、次期生徒会役員が決定するまでとします。

(会費)

第16条 生徒会の費用は全会員の負担金でまかないます。会費は月額100円とします。

(会則の変更)

第17条 会則の変更には生徒総会または中央委員会の3分の2以上の賛成が必要です。

(補足)

第18条 この会則は昭和43年4月1日から施行します。

昭和 57 年 第 11 条一部改正  
第 20 条一部改正  
平成 3 年 第 14 条一部改正  
第 17 条一部改正  
平成 5 年 第 9 条一部改正  
第 11 条一部改正  
平成 29 年 第 11 条一部改正  
第 14 条一部改正  
第 19 条一部改正  
平成 30 年 一 部 改 正  
令和 3 年 一 部 改 正  
令和 4 年 一 部 改 正  
令和 5 年 一 部 改 正

## 生徒会選挙規程

(総 則)

- 第1条 この規程は生徒会規約により生徒会役員が公正に選挙され生徒会の健全な運営をはかることを目的とします。
- 第2条 この規程は生徒会役員選挙に適用します。
- 第3条 生徒会会長及び副会長の選出は立候補制とします。
- 第4条 この規程による選挙に関する事務は選挙管理委員会が行います。

(選挙権および被選挙権)

- 第5条 本校生徒は選挙権および被選挙権を持っています。

(選挙期日)

- 第6条 選挙管理委員会の告示から10日以内に行います。

(投票・開票)

- 第7条 選挙は単記による投票とします。
- 第8条 投票は1人1票に限ります。
- 第9条 依頼された欠席者の代理としての投票はできません。
- 第10条 投票所は学年ごとに1か所とします。
- 第11条 最高投票数を得た者を会長、副会長とします。副会長1名・書記・会計は会長が委嘱します。

(選挙管理委員会)

- 第12条 この委員会は選挙に関するすべての事項を管理します。
- 第13条 この委員会は各学級から選出された1名の全委員によって構成します。
- 第14条 委員はその管理する選挙に立候補または選挙運動を行うことはできません。
- 第15条 委員会の仕事の大要は次のとおりです。
1. 選挙日時決定
  2. 立候補者の受付
  3. 投票用紙の作成
  4. 投票所設定と投票管理
  5. 選挙運動の管理
  6. 開票・選挙結果の発表
  7. その他必要な事項

(選挙運動)

- 第16条 ポスターは立候補者1人に2枚とします。  
個人演説・立会演説を行うことができます。  
応援演説は1候補者に1人立てます。時間は2分以内とします。
- 第17条 選挙運動中に違反した場合、選挙管理委員会はただちに注意を与えます。
- 第18条 この規程は昭和43年4月1日から施行します。